

## 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更 (名称及び目的の変更)の審議に際して出された意見について

### 1 行政記録情報の活用について

今回の諮問案件に関しましては、前回の答申(平成19年度)において、行政記録情報(市町村が保有する固定資産課税台帳等)の活用が求められています。

行政記録情報に関する法制度を見ますと、行政機関の個人情報の保護に関する法律第8条第2項第4号は、保有個人情報の利用目的外の利用として、専ら統計作成のための利用に道を開いておりますし、統計法第29条では、他の行政機関に対して、保有する行政記録情報の提供を求めることができるという仕組みを設けております。

また、「公的統計の整備に関する基本計画」において、調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者負担の軽減や統計作成の簡素化・効率化に資することから、行政記録情報を積極的に活用すべきであるとの考え方が示されております。

したがって、一般論としては、統計調査への行政記録情報の活用を検討する際には、これら法律や基本計画を踏まえて考えることとなります。実際、そのような検討により、事業所母集団データベースの整備等の成果も上がってきており、悦ばしいことだと思っております。

しかし、一方で、個々の統計調査に関して具体的に行政記録情報を活用することについて、統計委員会として現実的かつ責任ある結論を導くには、活用を考える行政記録情報の保存状態(たとえば、電子化されているか否かなど)や、その行政記録情報の時点と統計調査の時点の一致・不一致、統計調査とその行政記録情報で用いている概念の整合性といったことについて、十分に吟味したうえで、判断する必要があることは委員の方々と共有できる認識であると考えます。

実際、私が今回を含めこれまでいろいろな案件の部会審議を経験して痛感しましたのは、保有者の協力は保有者のリスクにおいて行われることや紙媒体での保存が一般的であることなどをどのように克服すれば、「行政記録情報の活用」という理念の実現に近づくことができるのかという問題でした。

今回の部会審議を終えて、私としましては

- ① 保有者が「法令の制約や関係者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と判断することが無理からぬ事情がある。
- ② 用語の定義や情報の時点に関し整合性が取れず、本来の統計作成という目的の達成が困難である。
- ③ 行政記録情報の保有状態等から、活用すればかえって非効率となる結果を

招く。

などの点を慎重に極めて、それらの事情があると認められる場合は、少なくとも当面は、部会長として統計作成者に行政記録情報の活用をすべきであると強く求めることは難しいと考えました。実際、今回の諮問案件に関しては、今申し上げたうち③の事情が強くあり、かつそれは簡単には解決できないものと認めます。

したがって、今回の諮問案件につきましては、行政記録情報（市町村が保有する固定資産課税台帳等）を活用しないことはやむを得ないと判断した次第です。